

項目		職種	勤務日・勤務時間				募集 人数
職種 標準シフト		代替保育士 (週 5 日)	月～金曜日 8:30～16:30(休憩 60 分) 土曜日【4週に 1 回】				1
		給食調理員 (週 2 日)	月～金曜日の間で週 2 日 8:30～16:15(休憩 60 分)				1
		用務員	月・火・木曜日 9:00～12:00				1
必要資格		保育士	保育士資格				
		給食調理員 用務員	資格不要				
待遇等	時間給	保育士	1,476～1,525 円				
		給食調理員 用務員	1,282～1,326 円				
	任用期間※1	開始日		終了日	令和 8 年 3 月 31 日		
雇用保険・社会保険		加入要件を満たした場合に加入。※2 ※3					
公災・労災		適用					
賞与		週 15.5 時間以上勤務の場合は支給します。 (採用から 1 年目は、2.925 ヶ月分。2 年目以降は 4.5 ヶ月分支給予定です。)					
備考欄		・各職種の勤務時間は標準シフトとなっておりますが、 標準シフト以外での勤務時間をご希望の方 でもお申込みいただけます。 ・標準シフトにおける勤務時間に変更になる場合がございます。 ・時給・賞与の月数は、国の人事院勧告により、毎年変動いたします。					

※1 業務の状況及び本人の勤務状況によって、任用期間の更新の可能性があります。
勤務開始 1 か月間または実勤務 15 日間までは条件付採用（試用期間）となります。

※2 以下、いずれにも該当する場合に加入。

雇用保険	①任用が 31 日以上継続されると見込まれる。
	②1 週間に 20 時間以上勤務する。
社会保険	①任用期間が 2 箇月を超える。
	②1 週間に 20 時間以上勤務する。
	③月額報酬が 8 万 8 千円以上である。

※3 社会保険へ加入しない場合でも、配偶者等の扶養の範囲内での勤務とはなりませんのでご注意ください。配偶者等の扶養の範囲内の条件については、扶養者の勤務先等へご確認ください。

なお、扶養の範囲内に給与所得を抑えるための欠勤等は原則、認められませんのでご注意下さい。

また、扶養を取り消された場合は取り消し日に遡及して国民健康保険、国民年金に加入することとなります。